

平成25年7月23日

平成25年度普通交付税及び地方特例交付金決定額等について

I 普通交付税

1. 普通交付税決定額(全国)

(単位:億円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	対前年度伸率
道 府 県 分	(122, 720)	(124, 511)	(Δ1. 4)
	84, 251	86, 932	Δ3. 1
市 町 村 分	(99, 799)	(99, 902)	(Δ0. 1)
	76, 136	77, 141	Δ1. 3
合 計	(222, 519)	(224, 413)	(Δ0. 8)
	160, 387	164, 073	Δ2. 2

※()は、普通交付税決定額に臨時財政対策債の発行可能額を加えた実質的な地方交付税額

2. 本県分

(1) 交付決定額 (臨時財政対策債を加えた額)

県 分 2,152億5,739万7千円 (2,653億7,001万円)

市町村分 1,934億1,712万5千円 (2,194億4,846万3千円)

(2) 対前年度比較

ア 県分の交付決定額は、前年度に比べ58億9,384万5千円(Δ2.7%)の減となった。

交付決定額に臨時財政対策債の発行可能額を加えた実質的な地方交付税額は、前年度に比べ31億6,915万8千円(Δ1.2%)の減となった。

イ 市町村分の交付決定額は、前年度に比べ21億9,233万8千円(Δ1.1%)の減となった。

六ヶ所村は平成8年度から引き続き不交付団体となっている。

実質的な地方交付税額(交付団体ベース)は、前年度に比べ18億4,126万9千円(Δ0.8%)の減となった。

(市町村別の額は別紙1・2のとおり。)

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度 (当初算定)	差引増減	伸率
県 分	(265, 370, 010)	(268, 539, 168)	(Δ3, 169, 158)	(Δ1. 2)
	215, 257, 397	221, 151, 242	Δ5, 893, 845	Δ2. 7
市町村分	(219, 448, 463)	(221, 289, 732)	(Δ1, 841, 269)	(Δ0. 8)
	193, 417, 125	195, 609, 463	Δ2, 192, 338	Δ1. 1
合 計	(484, 818, 473)	(489, 828, 900)	(Δ5, 010, 427)	(Δ1. 0)
	408, 674, 522	416, 760, 705	Δ8, 086, 183	Δ1. 9

※()は、普通交付税決定額に臨時財政対策債の発行可能額を加えた実質的な地方交付税額

II 臨時財政対策債発行可能額

1. 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、平成 23 年度から平成 25 年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの(平成 13 年度から平成 22 年度の間においても同様に発行)。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入される。

2. 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、平成 22 年度以降、段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成 25 年度から、全額、「財源不足額基礎方式」により算出している。

①人口基礎方式

すべての地方公共団体を対象とし、各団体の人口を基礎として算出

②財源不足額基礎方式

人口基礎方式による臨時財政対策債発行可能額を振り替えたときに、財源不足額が生じている計算となる地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出(財政力に応じて逡増)。

3. 臨時財政対策債発行可能額(全国)

(単位:億円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	対前年度伸率
都道府県分	38,470	37,936	1.4
うち人口基礎	0	5,151	
うち財源不足額基礎	38,470	32,785	
市町村分	23,662	23,398	1.1
うち人口基礎	0	4,566	
うち財源不足額基礎	23,662	18,832	
合 計	62,132	61,333	1.3
うち人口基礎	0	9,716	
うち財源不足額基礎	62,132	51,617	

※不交付団体を含む。

4. 本県分

県 分 501 億 1,261 万 3 千円

市町村分 260 億 3,133 万 8 千円(市町村別発行可能額は別紙3のとおり)

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	差引増減	伸率
都道府県分	50,112,613	47,387,926	2,724,687	5.7
うち人口基礎	0	7,598,379	△7,598,379	皆減
うち財源不足額基礎	50,112,613	39,789,547	10,323,066	25.9
市町村分	26,031,338	25,742,029	289,309	1.1
うち人口基礎	0	5,197,028	△5,197,028	皆減
うち財源不足額基礎	26,031,338	20,545,001	5,486,337	26.7
合 計	76,143,951	73,129,955	3,013,996	4.1
うち人口基礎	0	12,795,407	△12,795,407	皆減
うち財源不足額基礎	76,143,951	60,334,548	15,809,403	26.2

※不交付団体を含む。

Ⅲ 地方特例交付金

1. 地方特例交付金の概要

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するため、各地方公共団体の住宅借入金等特別税額控除見込額を基礎として算定するもの。

2. 地方特例交付金交付決定額(全国)

(単位:億円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	対前年度伸率
都道府県	502	510	△1.5
市町村	753	765	△1.5
合 計	1,255	1,275	△1.5

3. 本県分

県 分 地方特例交付金: 3億1,169万8千円

市町村分 地方特例交付金: 4億6,763万2千円 (市町村別決定額は別紙4のとおり)

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	対前年度伸率
都道府県	311,698	316,997	△1.7
市町村	467,632	475,504	△1.7
合 計	779,330	792,501	△1.7

※ 上記交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全地方公共団体が交付対象となる。